

社会福祉法人の指導監督に関する 行政監察結果(要旨)

平成9年7月7日
総務庁

〔実施時期等〕

- 実施調査時期：平成8年12月～9年3月
- 対象機関：県、政令指定都市、中核市、関係団体（社会福祉法人）
- 担当部局：行政監察局、東北管区行政監察局、行政監察事務所（青森、山形、宮城、愛媛、熊本）

〔監察の背景事情〕

- 国民の社会福祉に対するニーズは増大、多様化。社会が福祉事業の中心的役割を果たす社会福祉法人が、健全な法人運営・事業経営を遂行し得る体制、能力を有することが従来にも増して必要
- 当庁では、平成4年6月、厚生省に対し、「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察」の結果に基づく勧告を行い、これに対し、厚生省は、①理事会機能の活性化、監事等機能の強化、②会計組織の確立等について、都道府県を通じ社会福祉法人を指導した等の回答を提出
- しかしながら、近時、社会福祉法人において、国庫補助事業の執行等に関し、社会の非難を浴びる不祥事が発生したことから、社会福祉法人における運営・事業経営等の実態を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監督の徹底を図ることが緊急の課題
- 以上のような状況を踏まえ、今回、緊急に、平成4年6月の勧告の趣旨の徹底状況の調査を中心

として、老人福祉施設を経営する社会福祉法人における管理運営体制、会計管理、補助事業の執行状況等を調査

〔主な勧告事項〕

- 1 「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」の趣旨の徹底状況
(1) 理事の選任及び理事会の運営

（理事会機能の活性化に係る前回の主な勧告事項）

- ①理事選任基準の遵守、②理事長が専決できるとされる社会福祉法人の「日常軽易な業務」の範囲・内容の明確化、③社会福祉法人の適正運営のため必要な理事会開催の確保等
- 理事の選任
 - ・各理事と親族等の特殊の関係にある者を認可基準上の制限数を超えて選任（4法人）、理事としなければならない施設長を未選任（2法人）、理事会への出席が1年以上皆無等名目的な選任（7法人）等
- 理事会の運営
 - ・理事会で審議・議決すべき事項を理事長の専決により処理（24法人）
 - ・予算、決算等審議のための理事会が未開催、理事会の定足数を満たさずに開催等（14法人）
- 前回の勧告事項中の『「日常軽易な業務」の範囲・内容を明確化するための理事長専決事項の例示等』について、厚生省は未提出。

(2) 監事の選任及び監事監査の実施

（監事機能の強化に係る前回の主な勧告事項）

①監事選任基準の遵守、②理事会、評議員会への監査結果報告の励行等

- 監事の選任
 - ・理事と特殊な関係にある者を選任（4法人）、社会福祉法人と取引関係にある者を選任（3法人）等
- 監事監査
 - ・理事の業務執行状況の監査未実施（1法人）、監事自らが財務諸表を作成（2法人）等
 - ・監事監査で未指摘の事項が、県の指導監査で再三指摘されている等監事監査が形骸化（14法人）

(3) 評議員会の設置・運営

（評議員会機能の強化に係る前回の主な勧告事項）

①社会福祉法人の業務に関する重要事項につき、理事会議決の要件としてあらかじめ評議員会の同意を要することの徹底、②評議員会の運営に当たり理事兼務以外の評議員の相当数の出席の確保等

- 評議員会の設置
 - ・評議員会を設置する必要があるにもかかわらず未設置（1法人）、評議員会を設置しているものの、定款にその設置、権限等の必要事項を未規定（1法人）
- 評議員会の運営
 - ・理事会での審議・議決前に、評議員会で審議すべき重要事項（高額の契約等）等を、評議員会であらかじめ審議しないまま理事会で審議、議決等（8法人）、評議員を兼ねる理事が出席者の過半数を占める状態で評議員会を開催（1法人）など評議員会の運営が形骸化

(4) 会計管理

（会計管理の適正化に係る前回の主な勧告事項）

①社会福祉法人における多額の繰越金の発生防止、②社会福祉法人の業務に関し業者と行う契約について、随意契約と競争契約の基準の明確化、③理事が関係する業者との契約について、当該理事を関与させないこと、④社会福祉法人との取引業者から寄附受入の場合の適切な処理等

- 施設運営費（措置費）の運用
 - ・措置費で賄うべき介護用品等を入所者に一部負担させるなどして、多額の繰越金を保有（2法人）
- 契約
 - ・随意契約としなければならない合理的な理由がないのに複数の業者による見積り合わせを行わないまま契約（17法人）、社会福祉法人と理事の経営する会社との間で随意契約を行い、当該契約に係る理事会の議決に当該理事が参加（1法人）
 - ・前回勧告事項中の「随意契約と競争契約の場合の基準の明確化」について、厚生省未実施。
- 寄附金
 - ・社会福祉法人が工事請負契約を締結している業者から多額の寄附金を受入（3法人）

〈勧告要旨〉

- ① 今回の調査結果を踏まえ、早急に指摘事項の改善を図るよう県を指導。さらに、全国の老人福祉施設を運営する社会福祉法人について監査等を通じ総点検を実施し、その結果改善すべきとされた事項について早急に必要な措置を採り、この措置に従わないときは、期限を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、監督の目的を達することができないときは、解散を命ずるなど、厳正な対応を採ること。
- ② 前回勧告の回答において、検討中とされたまま具体化されていない次の事項について、早急に具体化の措置を講じた上、これを、社会福祉法人が遵守するよう都道府県を指導すること。
 - i) 理事長専決事項例を示す等により、「日常軽易な業務」の範囲・内容を明確化

2 社会福祉施設・設備の整備に係る補助事業の適正化

- 設備整備補助事業において、未実施分を事業を完了したとして報告（2法人）
- 施設整備補助事業により整備された天井走行型介護用リフト13基が、整備後未使用（1法人）、介護用リフト（2基）を設置したが、事業実績報告で整備費用を過大に報告（1法人）
- 施設整備補助事業の実施において、元請業者が

下請業者に一括請け負わせている上、社会福祉法人と元請業者との契約金額と元請業者と下請業者との契約金額の間に差額（1法人）

- 民間公益補助事業による施設整備工事において、元請業者が一括下請を実施（1法人）

〈勧告要旨〉

- ① 今回の調査結果における指摘事項に係る事業については、不正等の排除に必要な措置を的確に行い、不正事案については補助金返還等の措置を厳格に実施。都道府県市に対し、補助事業に係る事業実施計画・実績報告等の厳正な審査の実施を指導すること。
- ② 今後、不正な行為がなされたとの疑いのある社会福祉法人に対しては、厚生省自ら抜き打ちに特別監査を実施するなどし、その結果、適正を欠くと認めるときは、補助金の返還等厳正な対応を採ること。